

補助金の対象となるもの(例)	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に直接使用される資材費・材料費 野菜苗、肥料等</li> <li>・活動に直接必要とされる軽微な道具代 軍手、鎌など</li> <li>・事務用品代</li> <li>・参加者の食事代、 会議におけるお茶、茶菓子や弁当代等は一人 1,000 円を上限として ください。</li> <li>・講師、指導者などに対する謝礼金</li> <li>・田畑の管理や作業委託にかかる委託料や日当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に直接使用されない資材費・材料費</li> <li>・販売目的（模擬店等での販売品）での仕入れ</li> <li>・活動以外に転用可能な道具、備品等にかかる支出 例) 草刈機、動力噴霧器、管理機、</li> <li>・酒代、懇親飲食代等</li> <li>・人集め等を目的とし、直接的に食農教育活動に関係しないタレントや団体への報酬</li> <li>・申請団体役職員への給料、報酬等</li> </ul>
	収入について
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模擬店等の売上や寄付金・補助金を受け取った場合は 費用から差し引いてください。</li> </ul>

## 領収書の書き方について

レシートがある場合は、手書きの領収書は不要です。

<b>領収書</b>	
令和2年10月10日	
●● <u>幼稚園</u> 様	
<u>金 30,000 円</u>	
但し、畑の管理として	
(住所) 加古川市・・・	
(名前) 地主太郎 (印)	

支払い内容がわかるように記載